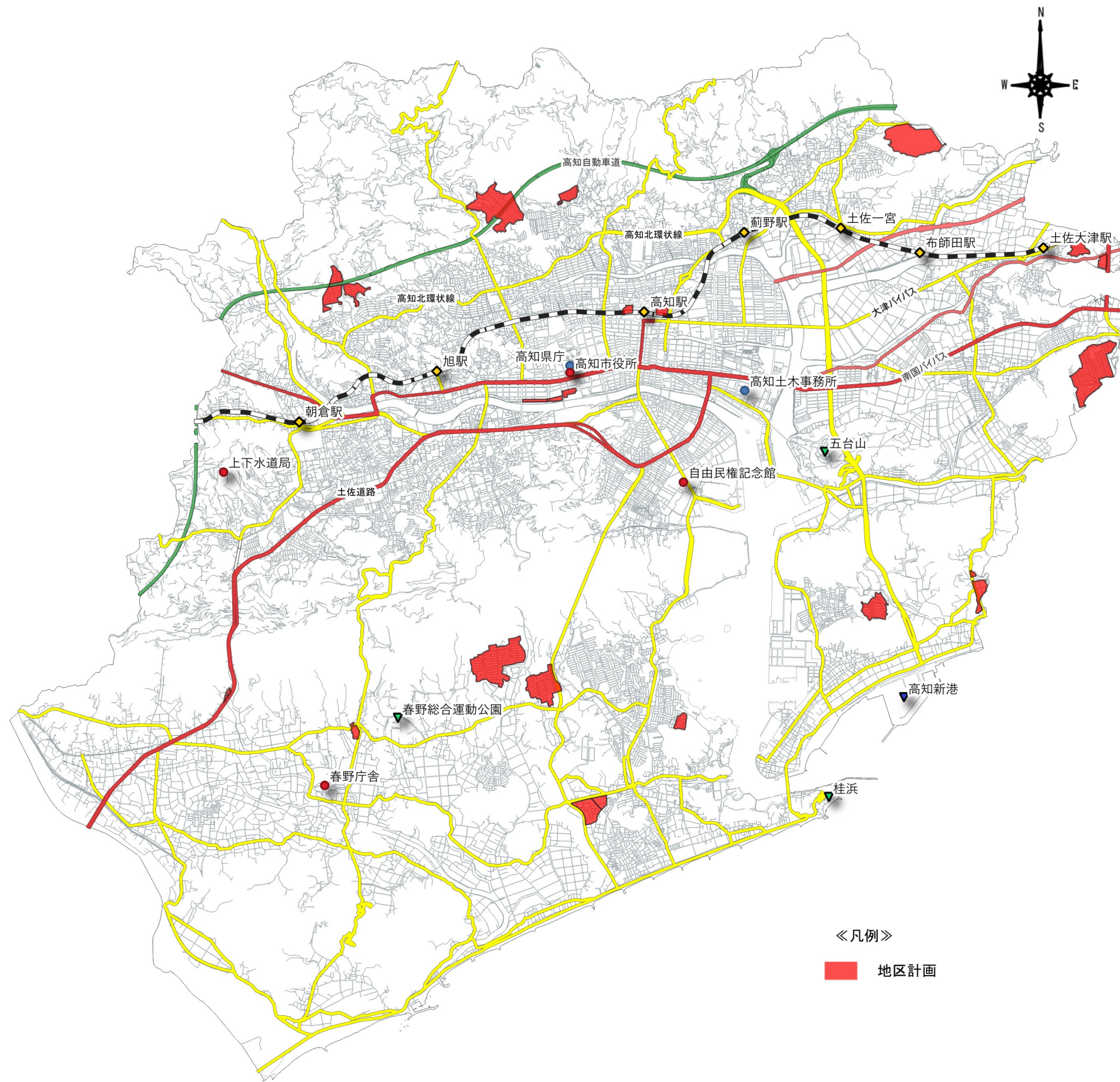


参考資料:地区計画



《凡例》

地区計画

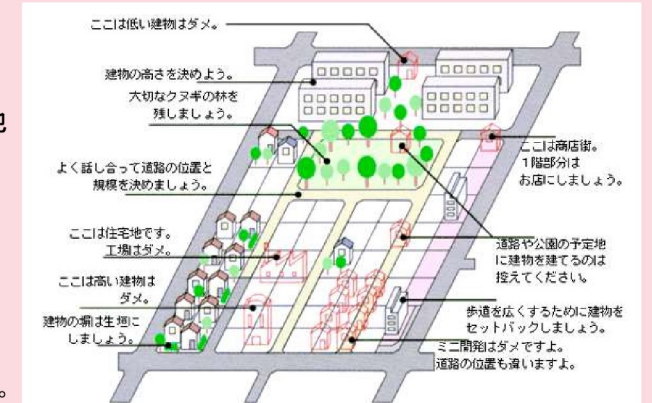
《地区計画》

地区計画とは、建築物の形態や緑化などのルールを定め、それぞれの地域にふさわしいまちづくりを進めるための手法です。

本市では現在、22箇所の地区において地区計画を定めており、下記のようなルールがあります。

- ・用途制限
- ・建蔽率
- ・建蔽率
- ・敷地面積
- ・壁面後退
- ・高さ etc.
- ・形態意匠(色彩など)
- ・屋外広告物
- ・外構(かき、さく) etc.

※ 建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。



《詳細について》

高知市 地区計画

検索



《お問い合わせ先》

・形態意匠、外構などに関すること

・建築物の制限に関すること

高知市都市計画課

☎088-823-9465

✉kc-170200@city.kochi.lg.jp

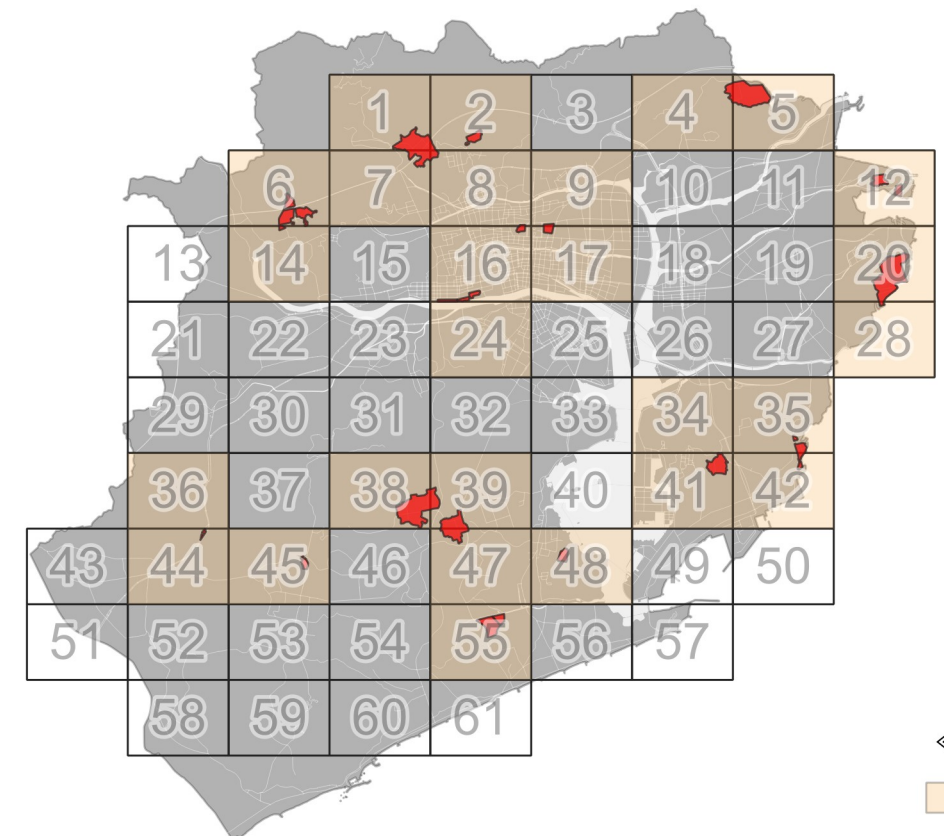


高知市建築指導課

☎088-823-9470

✉kc-171300@city.kochi.lg.jp

【図郭割図】



《凡例》

該当図郭

注意

- (1) 本資料は、一部簡略化して示しています。
- (2) 本資料は、地図作成上の誤差を含んでいます。